

松山市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年4月

松山市通学路安全対策推進会議

1. プログラム策定の目的

平成24年全国で通学中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、文部科学省・国土交通省・警察庁の連名で、通学路の安全点検及び安全対策のための取組を行うよう通知がありました。

これを受け、平成24年8月に、松山市教育委員会を主管とし、関係機関と連携して、各小学校の緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関と協議し、実施してきました。

通学路における危険から児童を守るために、これまでの取組を継続し、関係機関との連携体制を構築し、計画的・継続的な取組を進めていくために「松山市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の交通安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

【構成員】

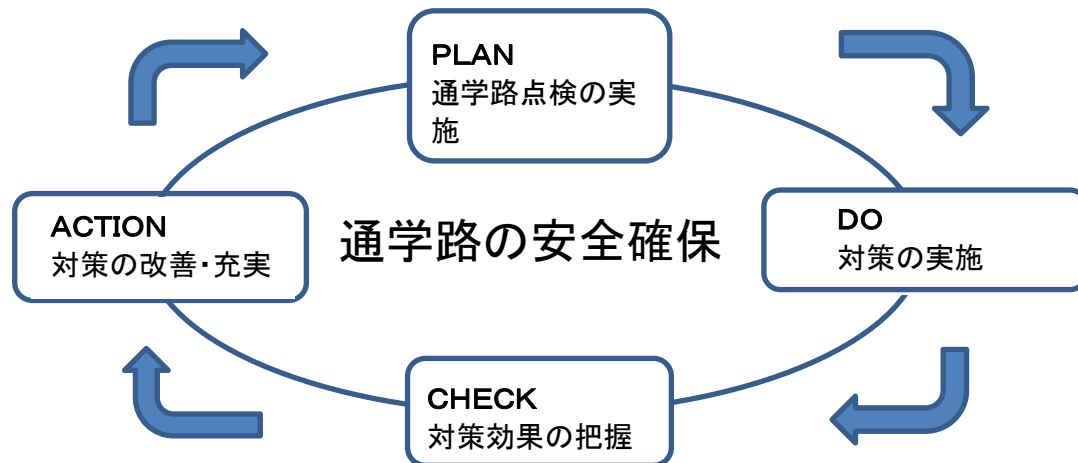
区分	機関・団体名	主な役割
学校関係者	松山市教育委員会 学校教育課 松山市教育委員会 保健体育課 各小学校	○通学路の安全に関すること ○関係機関との連絡調整 ○危険箇所の把握
交通管理者	松山東警察署 交通第一課 松山西警察署 交通課 松山南警察署 交通課	○道路交通に関すること (交通規制、取締り等)
道路管理者	松山河川国道事務所 道路管理第二課 中予地方局 建設部 建設企画課 中予地方局 建設部 道路第一課 中予地方局 建設部 道路第二課 松山市 都市整備部 道路建設課 松山市 都市整備部 道路管理課 松山市 産業経済部 農林土木課 松山市 下水道部 河川水路課	○所管道路施設に関すること (道路施設の整備、修繕、維持等)
市関係者	松山市 都市整備部 都市・交通計画課	○交通安全に関すること
保護者・地域関係者 (各小学校単位)	各小学校のPTA役員、見守り隊 まちづくり協議会、町内会長、区長 交通安全協会等	○危険箇所の把握、報告 ○通学路安全対策時の立会 ○地域の交通安全に関すること

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、通学路点検を継続するとともに、対策実施後の効果の把握や新たに対策が必要な箇所についての検討を行い、通学路の安全対策の改善・充実を図るとともに、これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施することで、通学路の安全性の向上を目指します。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 安全点検の実施

○安全点検の実施

- ・市内の小学校を、市教育委員会、警察署、国、県、及び市の道路管理者、各学校関係者、保護者、地域の方々等の関係者が連携し、必要に応じて、安全点検を実施します。
- ・実施時期は、保護者や地域住民から学校等を通じて通学路の交通安全確保のための要望等があげられた際、または、松山市教育委員会が安全点検の実施が必要であると判断した場合に行います。

○安全点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、市教育委員会、警察署、道路管理者、保護者、地域関係者等が参加する安全点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・安全点検の結果から、対策が必要な箇所について、交差点や路側帯のカラー化、横断歩道の設置、防護柵の設置のようなハード対策や交通規制や交通安全指導のようなソフト対策等、具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施について、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

- ・対策の効果を検証するため、必要に応じて通学路安全対策推進会議を開催し、各担当が把握した検証結果に基づいて、その後の必要な対策を進めることとします。

(6)対策の改善

- ・対策実施後も、安全点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、松山市ホームページで公表しています。